

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称		令和4年第11回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時		令和4年11月17日(木) 午前9時30分から 午前10時35分まで
開 催 場 所		福津市役所 本館2階大会議室
委 員 名		(1) 出席委員 大嶋教育長、半澤委員、今村委員、 農崎委員 (2) 欠席委員 青木委員
所 管 課 職 員 職 氏 名		赤間教育部長、水上教育部理事、石津学校教育課長、 城野教育総務課長、来仙文化財課長、谷口郷育推進課 長、古賀主幹兼指導主事、山根指導主事兼教育指導係 長、石松指導主事兼教育指導係長、鵜根総務企画係 長、川上主事
会 議	議 題 (内 容)	・日程第 1 開会の宣言 ・日程第 2 会議録署名委員の指名について ・日程第 3 議案第49号 福津市コミュニティ・ スクール充実・発展に係る小中連携強 化の方策と教育環境整備についての再 諮問について ・日程第 4 議案第50号 令和4年度一般会計 (教育予算)の補正予算に係る意見の 申出について ・日程第 5 報告 ・教育長の動静報告 ・諸報告 ・日程第 6 その他 ・今後のスケジュールについて ・12月の定例教育委員会の日程につ いて 12月22日(木) 午前9時30分から 会場：福津市役所本館2階大会議室 ・日程第 7 閉会の宣言
	公開・非公開の 別	☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開

	非公開の理由	
	傍聴者の数	3人
	資料の名称	
会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全文記録	
	☒ 録音テープを使用した要点記録	
	☐ 要点記録	
会議録署名委員	大嶋教育長	
	農崎委員	
その他の必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
大嶋教育長：皆様おはようございます。 教育委員会を開催させていただきます。 会議を始める前に配付資料の確認をいたします。 鵜根係長、お願いします。 鵜根係長：おはようございます。 本日は次第のほかに別紙といたしまして、令和4年度福津市一般会計教育予算の12月補正予算の概要をお配りさせていただいております。こちらは本日の議案第50号に関連する資料となっております。 このほかに教育委員の皆様のお手元には、「福津市二十歳のつどい」についての文書をお配りさせていただいております。 以上です。 大嶋教育長：そろっておりますでしょうか。 （「はい」と呼ぶ者あり） 本日の日程第4、議案第50号、令和4年福津市一般会計教育予算の補正予算に係る意見の申出については、市議会で審議する前の案件になりますので、非公開にすることを諮る予定です。この場でお伝えをいたします。 本日の会議には3名の方から傍聴の申出がっております。 福津市教育委員会会議規則第13条では、会議は公開すると規定しております。よって、福津市教育委員会会議傍聴人規則第2条に基づき、本日の会議の傍聴については許可をします。 事務局、入室をお願いいたします。 （傍聴人入室）		

1 日程第1 開会の宣言

大嶋教育長：構成委員数5名のうち、ただいまの出席数は4名で、定足数に達し委員会は成立いたしますので、令和4年度第11回福津市教育委員会定例会を開会します。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

大嶋教育長：日程第2、会議録署名委員の指名を行います。福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私大嶋と農崎委員で確認、署名することとします。

3 日程第3 議案第49号 福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備についての再諮問について

大嶋教育長：日程第3、議案第49号 福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備についての再諮問についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

城野教育総務課長。

城野課長：議案第49号について説明をさせていただきます。

教育懇話会の会長宛に諮問するもので、前段部分でこれまでの経緯を、後段部分で理由を書かせていただいております。

教育委員会として、この方針転換に同意できるものではありませんが、これ以上新設校建設を遅らせることは、事態をより一層厳しい状況とすることが明白であることから、新設校の建設が小学校1校という条件の中で、福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境の整備について、改めて教育懇話会の御意見、御提案を賜りたく再諮問をするという内容にさせていただきます。

審議の期間としては、現在の教育懇話会の方の任期が令和5年2月28日までとなっておりますので、審議については来年2月末までにさせていただくというスケジュールで諮問をしたいと思います。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：それでは本案に対する質疑を受けます。

質疑ございませんでしょうか。

今村委員：よろしいですか。

大嶋教育長：今村委員、お願いします。

今村委員：新設校の建設が小学校1校という条件の中でと書かれていますが、先日開催された総合教育会議では、教育委員会として財政

面については理解できます。しかし、小学校1校ということに同意はしかねますということで申し上げたと思うのですが、諮問では、小学校建設1校という条件と書かれているのですけれども、これは少しおかしいのではないかなという気がするのですが、その辺りはどうお考えですかね。

城野課長：本年の10月18日付の文章の中でもそのような方針転換をするということが市長から示されておりますし、11月4日に開催された総合教育会議においても、市長からそういった市の方針を示されておりますので、その示された条件の中でやはり考えていく必要があるのかなというところで、こういう文章表記にさせていただいておるところです。

今村委員：市長が直接諮問して良いのでしょうか。教育委員会が諮問するものではないのですか。市長の方針がそうだから教育懇話会に諮問するというのは、教育委員会を飛び越えているような感じがするのですが、その辺りはどうですかね。

城野課長：市長が諮問しているわけではないんですけれども、教育委員会として市長の方針に対して一旦、方針については確認をしたというところで、その形の中で何ができるのかというのは検討を進めていく必要があるのかなと考えているところです。

今村委員：市長の考えは確認しましたが、それを受けて教育委員会で諮問するかどうかについては決めなければいけないのではないのでしょうか、筋としてはですね。

大嶋教育長：半澤委員、お願いします。

半澤委員：私も今村委員が先ほど言われたとおりで、市長からは、予算がないので1校分しか予算をつけられませんというお話が10月18日に文書としていただいたわけですが、これについて総合教育会議で私たちはそういう事実は確認しましたと、ただ、中学校1校小学校1校が必要なことは変わりませんということを上げたとするんですね。

それから教育懇話会に諮る前に、それを諮るかどうかということ、まず教育委員の意思をまとめるということが先に必要ではないでしょうか。市長部局と教育委員会は別ですから。

ですので、市長が言われたことで、昨年12月15日に合意した小中1校ずつということを通した結果が通りましたということにはまだなっていない状況なのではないかと思うんですが、その状況で小学校1校という条件の中で諮問をするということに疑問を感じますが、いかがですか。

城野課長：教育委員会として、この諮問内容で良いのか否かということ、審議していただくというのがまさに本日の議題ですので、委員の皆様がこういう諮問の形ではなくて別の形での諮問ではないかということであれば、その御意見をいただきながら、今回議決をいただければまた改めて議案として挙げさせていただくということはあるかと思えます。

半澤委員：はい。わかりました。

今村委員：それと、2月28日までとおっしゃいましたよね。

それで、議会は11月22日から始まりますが、もし諮問した場合、答申は議会が終わった後にいただいてもよろしいわけですね。

城野課長：諮問自体はできるだけ早い時期にしたいと思っておりますが、委員の方にも審議をしっかりとさせていただく必要性がありますし、委員の任期があるので、その期間の中で答申をいただきたいということで諮問をしたいと考えております。早く審議が進めば、早く答申が来るというのは事務局としては構わないと考えています。

今村委員：答申をいただく前でも、議会で小学校建設ということは進められるのでしょうか。

大嶋教育長：この再諮問については、同意はできないけれども、小学校1校という示された条件の中でどのようにコミュニティ・スクールの充実・発展、小中連携強化、教育環境整備に取り組んでいくかについての再諮問になっておりますので、小学校1校という方針を踏まえての再諮問ということになるのではないかなと思います。

今村委員：はい。分かりました。

半澤委員：只今、教育長がおっしゃったところでは、仮定として小学校の建設が1校という条件だったらどうかということを一問うてみるという意味で諮問するということですかね。

つまり、教育委員会として小学校1校であるということに同意するというのとは別で、小学校1校のみの場合はどうかということを知りたいという意味でしょうか。

大嶋教育長：再諮問の中にもございますように、これ以上新設校の建設を遅らせることは実態をより一層厳しい状況とすることが明白であると考えておりますので、一度教育懇話会に諮問した上でどのようにしていくか、ということでは、建設が大幅に遅れてしまうという意味でここに書かせていただいているということでございます。

半澤委員：つまり、小学校1校中学校1校が必要だという考えはそのままということですか。

大嶋教育長：そうですね。

今村委員：でも、それは矛盾があるんじゃないですかね。小学校1校中学校1校の考えそのまま変わらないということであれば、この文章とは相入れないと思いますけどね。条件の中でと書いてあるから、完全な方向転換ということですよ。

城野課長：一旦は教育懇話会に条件を示さずに諮問をさせていただいて、少なくとも小学校が1校、中学校が1校という答申を得ました。それに基づいて教育委員会として市長に申出を行ってきて、一旦は小学校1校中学校1校を建てましょうということ

合意をしたんですけれども、今回市長部局が翻って、小学校しか建てられませんという条件をつけてこられたわけですね。

それで、前回諮問したときから前提の条件が変わってきておりますので、その前提条件が変わったことを付して改めて教育懇話会の御意見をお聞きするという諮問と思っております。

今村委員：諮問に対しての答申がないと小学校1校は建てられないということですかね。

城野課長：基本的なスタンスは、小学校も中学校も必要だということで申出はしていると思うんですね。

それに対して、小学校については予算を計上するという回答が来ておりますので、小学校は必要ないよというような意見に教育委員会が翻ることが考えられるということですかね。

小学校は少なくとも要る。中学校も要るけれども小学校も要るという申出をしていると考えています。

半澤委員：次の議会で新設小学校の予算を通さないと令和9年の開校には間に合わないという現実がありますよね。

議会に予算を上げるのに、この諮問に対する答申がその前に出ていないと駄目ということでしょうか。

城野課長：議会と今回の諮問、答申は別のものがございます。

半澤委員：例えばこの内容について、このような表記にしていきたいと思いますということをここで議論してこれが通らなかったとしても、12月に予算を挙げることにについては問題ないということですかね。

城野課長：そうですね。

半澤委員：分かりました。

今村委員：そうしたらこれは議案なので、この場で採決するということですね。

大嶋教育長：そうですね。

今村委員：この諮問の中身について、例えば新設校の建設が小学校1校という条件の中と書いてありますが、例えば、小学校1校または中学校1校という表現に変えることはできるわけですか。

予算の説明を受けて、小学校1校と中学校1校では、中学校1校では予算が厳しいという財政状況は分かっているんですけれども、例えば小学校1校と書いてあるところを小学校1校または中学校1校と変えることはできるんですかね。

半澤委員：今村委員に少し付け加えですけど、例えば小学校を中学校に変えるとかいうことではないにしても、後発で中学校をどういう時期に建てていく可能性まで含めて諮問するということは可能でしょうか。

大嶋教育長：市長部局から小学校の予算を計上する形の方針が示されておりますので、その方針で教育的見地からより良い教育環境を目指していく教育委員会としては、予算に関して意見をというと

ころは少し難しいのではないのかなという気はいたします。

半澤委員：つまり、現時点で特に決議はしてなかったんですが、市長の申出を受けて教育委員会としては、小学校1校を建てるということに決定したということの理解でよろしいのでしょうか。

今村委員：意味はそういうことですよね。

大嶋教育長：教育委員会として決まっているということではなくて、小学校も中学校も必要であるという方針は変わっておらず、両方の建設に向けて進めていきたいけれども、市長部局からは、小学校の予算だけを計上するという方針が示されましたので、それについては進めていくという形になるのかなと思います。

今村委員：それは教育委員会の意思とは違うことを諮問しなければいけないということになりますよね。それは同意しかねると思うんですよ。だから、市長部局はそうかもしれないですけど、教育委員会が教育懇話会に諮問するわけなので、教育委員会の意思と違ったことを諮問するのはできないんじゃないかなと思うんですけど、どうですかね。

それで、本日は青木委員も欠席されているので、可能であれば、全員そろっているところでもう一回検討してもよいと思うんですけど、いかがですかね教育長。

大嶋教育長：そうですね。半澤委員の御意見にありましたように、小学校1校中学校1校、どちらも大事だという認識は変わっていないということを諮問文の中に盛り込むという形での再諮問という、御意見がお二人から出ておりますので、青木委員が入られたところでもう一度審議ということも考えられるのかなという気はいたします。

今村委員：ぜひそのようにお願いしたいと思います。

半澤委員：教育懇話会の方々がこれを見たときに、教育委員会も小学校1校ということに進めているんだなという誤解を招きかねない文章になっているような気がするので、私ももう少し文章を練り直した上で改めて審議をするのが良いのではないかと感じます。

農崎委員：お二人の意見、それから城野課長の御意見、教育長の御意見を聞いて、確かに小学校1校中学校1校を現在教育委員としては推して、小学校もぜひ令和9年度には開校してもらいたいという気持ちは大いにありますので、可能であれば、ぜひもう一度文章を練り直してもらいたいなと思います。

赤間部長：小学校も中学校も必要だということは以前からの協議の中で事務局としても重々承知した上で事務手続を行ってきております。

それで、先の総合教育会議で、それぞれの教育委員さんが発言された内容をやはりこの諮問文の中にしっかりと反映することが必要ではないかと思っております。

ただ、先月の定例会におきまして、令和9年開校を目指すと

いうところで、総合教育会議に向けてそれぞれの委員さんが思いを述べられて、だけどもやはり小学校を間に合わせたいというところから、総合教育会議において小学校1校へ方針を転換するということで最後はまとめさせていただいたのかなと思っております。

それで、この後の議案にもございますが、予算を計上する上でそういったところはしっかりと確認はさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

大嶋教育長：そうしたら、この議案については継続審議という形でよろしいでしょうか。

農崎委員：ぜひお願いします。

今村委員：お願いします。

大嶋教育長：それでは、改めて青木委員も入っていただいた形で再諮問については審議をするということとしたいと思います。

4 日程第4 議案第50号 令和4年度一般会計（教育予算）の補正予算に係る意見の申出について

大嶋教育長：日程第4、議案第50号 令和4年度一般会計（教育予算）の補正予算に係る意見の申出については、市議会で審議される前の案件になりますので、非公開とすることを発議いたします。

非公開とすることに賛成の委員は挙手を願います。

（全員賛成）

全員賛成ですので、この案件については公開しないことに決定します。

誠に恐れ入りますが、傍聴の方は退室をお願いいたします。

（傍聴人退室）

（以下時限非公開部分）

日程第4、議案第50号 令和4年度一般会計（教育予算）の補正予算に係る意見の申出についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

赤間教育部長、お願いします。

赤間部長：それでは、議案第50号 令和4年度福津市一般会計（教育予算）の補正予算に係る意見の申出について、説明をいたします。

この議案は、福津市議会一般会計の補正予算を12月市議会定例会に上程するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見の聴取がありましたので、意義のない旨回答するものでございます。

補正予算の内容の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきます。

大嶋教育長：石津学校教育課長。

石津課長：それでは、まず学校教育課から説明いたします。別紙の令和4年度福津市一般会計教育予算の12月補正予算の概要を御覧ください。

まず、学校教育課に係る今回の補正予算では大きく3つの要因に伴って補正を行っています。

まず1つ目が、物価の高騰、電気水道などの使用量の増加などに伴って、予算に不足を生じる見込みであるため増額するものです。

2つ目が、次年度、令和5年度の児童生徒、学級増に対応する物品の購入にかかる費用の増加分の補正に対応するものでございます。

そして、3点目が、その他の要因でございます。その他の要因に係るもののうち主要なものについて御説明をしたいと思います。しております。

別紙1ページの学校教育課学務係の学校感染症対策事業です。この事業は学校において感染症対策、感染症下でも学校経営を継続するために必要な物品の購入を学校長の判断で行うための費用を補助しているものでございます。

この事業は国の補助を受けて実施しております。今回国から補助の上限を引き上げる旨の通知がありましたので、小学校、中学校合計で266万円を増額することとしております。

次に、学校教育課みらい教育係の校務支援システム運用事業です。校務支援システム運用事業では、学校で利用している校務支援システムの運用に係る事業を行っておりますが、本年度、校務支援システムの入替え作業を行っているところでございます。今年度予算でシステムとかパソコンの賃貸借期間を本年10月からとして予算計上しておりましたが、1月から賃貸借期間とすることにしましたので、期間が短くなることに伴って減額補正をすることにしております。

次に、債務負担行為について説明いたします。債務負担行為は来年度以降に事業を実施するもののうち、本年度から契約を行う必要があるものについて挙げているものでございます。主要なものについて説明をいたします。

共同調理場調理業務委託料についてです。こちらは津屋崎小学校の児童生徒数が増加し、学級数も伴って増加することから、共同調理場から食器や食缶などの運搬が現在の回数では運びきれないため、運搬回数を増やす必要あることから、それに伴う費用を契約の変更をするための費用を、債務負担行為として計上することといたしております。

次に、共同調理場配送トラック購入費です。こちらは現在の共同調理場で使用している配送用トラックの入替えを令和7年度に行うようにしておりますが、納品までに2年以上を要するため、今年度中に契約を行い令和7年度当初から利用できるよ

うにするために今年度契約する費用として債務負担行為を計上しております。

次に、ＩＣＴ支援業務委託料です。こちらは学校にＩＣＴ支援員を配置するための委託料となります。これまでも事業としてありましたが、これまでは１年ごとの契約としておりました。しかし、同一の業者が一定程度の期間業務を請け負うことによって業務の質が向上し、引いては学校におけるＩＣＴ活用が進むと考え、令和５年度から令和７年度の３年度間の契約を行うように債務負担行為を行うこととしております。

学校教育課からは以上です。

大嶋教育長：はい。では、城野教育総務課長、お願いします。

城野課長：教育総務課の分の補正予算について説明させていただきます。

まず、総務企画係の予算になりますが、１つ目が、新設小学校建設事業費、補正額が３８万１，０００円です。これは小学校建設に当たりまして、地権者との用地売買契約の際に必要な印紙代を計上させていただいております。

２つ目は、新設小学校建設設計業務委託料、債務負担行為補正で、２億９１９万円。期間は令和４年から令和６年度とさせていただいております。

建設設計業務につきましては、令和５年度の基本設計、令和６年度に実施設計を実施したいと考えておりますけれども、早期に事業者の選定を行う必要があるため、令和４年度に債務負担行為を計上させていただくものでございます。

３つ目は、新設小学校用地購入費、債務負担行為で７億９，９３０万円を令和４年度から令和５年度で計上させていただいております。これは各地権者から用地買収をしてお支払いする予定の金額になります。契約自体は令和４年度にさせていただいて、支払いが令和５年度になる予定でございますので、債務負担行為での計上とさせていただいております。

次に、教育施設係の予算ですが、こちらは既設校へ対応するための予算となっております。

１つ目は、福間小学校の整備改修事業、補正額が４，７４３万２，０００円の減額でございます。これにつきましては、福間小学校の第３教室棟を当初鉄骨造で計画しておりまして、その設計費用として５，３８４万５，０００円を計上しておりましたが、設計施工一括のプレハブ造にしたため、設計委託料を全額減額補正するものでございます。それと併せまして、来年度からの児童の増加に伴いまして、普通教室の一部を特別支援学級として使用するための間仕切り等の設置工事をする必要性が生じたので、その工事費用として、６４１万３，０００円を増額補正することとしております。それで差し引きしまして、４，７４３万２，０００円の減額という形になります。

２つ目は、津屋崎小学校整備改修事業です。これは来年度か

ら共同調理場の工事を施工することになりますけれども、既存棟の2階の一部、工事箇所に近い部分の教室で防音対策工事を施工する必要性が出たため、590万7,000千円を補正計上するものでございます。

3つ目は、福間中学校整備改修事業です。これは大規模校対策として日蒔野2号調整池に第2グラウンドを整備するための工事費用でございます。補正額としましては、1億958万5,000円となっております。

4つ目は、福間小学校リース校舎賃借料でございます。これは債務負担行為で令和4年から令和8年の期間で上げさせていただいております。予定額としましては、3億4,500万円でございます。当初福間小学校のリース校舎につきましては、令和5年度に建設して令和6年度からの供用開始という予定にしておりましたけれども、児童生徒数の増加、特別支援教室の増加ということで、教室が非常に厳しい状況になってまいりましたので、前倒しをして令和5年度の途中からリースをするということに方針転換をしまして、12月議会に補正計上させていただいているものでございます。

5つ目につきましては、先ほど説明しました福間中学校の第2グラウンドの整備の費用ですけれども、設計業務に時間を要したことによりまして年度内に工事が完了することが難しいという判断をしております。予算を全額繰越明許費補正させていただいているものでございます。

以上です。

大嶋教育長：はい。では、谷口郷育推進課長、お願いします。

谷口課長：郷育推進課より説明をさせていただきます。

まず、郷育推進課公民館係から2件上げさせていただいております。どちらも債務負担行為でございます。

まず、公民館総合管理委託料につきまして、3,556万8,000円を計上させていただいております。この総合管理委託料というのは、公民館の受付業務、それから、保安業務、施設整備などを一括して予算計上するものでございます。

それから、公民館の空調用の灯油購入費、こちらも4月から7月分に関しまして債務負担行為を組ませていただいております。

続きまして、郷育推進課図書館管理係から3件計上させていただきます。

まず、1点目、図書館施設管理費につきまして、36万2,000円の補正額を組ませていただいております。こちらが電気料金の補正になるんですが、現在の予算残額と比較して今後の電気代の支払いに関しまして不足が生じる可能性が考えられるということで、その分の差額を補正計上するもので、電気代が上がっているということが要因と考えられますので、その不

足分を補正計上するものでございます。

それから、後ほど説明させていただきますが、本来今年度エレベーターの更新工事を行う予定だったのですが、エレベーターの入札を行ったところ、工期不足ということで入札が不調になりましたので、現行のエレベーターをもう少し延長して使うこととし、その分の保守委託料を計上する必要が生じたので、保守委託料をその分計上させていただきます。

それから、空調に関しましては先ほどの公民館と同様の理由となります。

最後に、図書館改修事業について、先程説明させていただきましたが、図書館エレベーターの更新工事、今年度入札が不調になりましたので、その分を来年に繰越いたしまして、来年入札をかけるということでございます。

説明は以上で終わります。

大嶋教育長：はい。では、来仙文化財課長、お願いします。

来仙課長：続きまして、文化財課から説明させていただきます。

全部で2件でございます。

まず1件目は、発掘調査重機等賃貸借料、支出予定額1, 182万1, 000円を債務負担行為の補正を行うものでございます。これは、埋蔵文化財の発掘調査で使用する重機を借りるための単価契約でございます。4月1日に業務が発生する可能性があるため補正計上するものでございます。

続きまして2件目は、新原・奴山古墳群周辺水質等検査業務委託料の支出予定額40万円でございます。同じく債務負担行為を補正するものでございます。これは、新原・奴山古墳群周辺の水路などの水質調査を行う業務を、ほかの業務とまとめてうみがめ課が発注委託契約するものでございます。他箇所におきまして、年度明けてすぐに検査を実施しなければいけない箇所があるため補正計上させていただいております。

以上でございます。

大嶋教育長：はい。それでは、本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

今村委員：1つよろしいでしょうか。

大嶋教育長：今村委員、お願いします。

今村委員：文化財課にお尋ねです。水質検査ということですけど、この水路の水質検査は何のためにされるんですかね。この必要性というのはどういったものなのでしょう。

来仙課長：もともとは、新原・奴山古墳群史跡地内で民間事業者が産業廃棄物処理施設を操業されていまして。世界遺産に登録される際、地元の方々は産業廃棄物処理施設ということで周辺の環境に影響がないかという懸念を持っておられました。それで、水路と近隣の土壌とあと井戸水の検査を定期的に行って、地元の方にお知らせをしているという状況でございます。

以上でございます。

今村委員：では古墳の保存そのものには直接は関係ないわけですね。

来仙課長：おっしゃっていただいたとおりで、古墳だからとかということではなくて、今までの経緯の中で地元の方々の安心面というところで実施させていただいている状況でございます。

今村委員：地元の方の要望もあったということですね。

来仙課長：はい。

大嶋教育長：よろしいでしょうか。

今村委員：はい。

大嶋教育長：ほかはございませんでしょうか。

今村委員：もう1つよろしいでしょうか。

大嶋教育長：今村委員、お願いします。

今村委員：先日の津屋崎小学校の学校訪問で、トイレのことをお聞きしたら、まだ和式だということで校長先生が非常に困ってらっしゃったんですけど、現在順番に改修していると思うんですが、津屋崎小学校のトイレの改修工事はいつ実施される予定となっているのでしょうか。

城野課長：おっしゃっていただいているように現在順番で改修する計画はしておりますが、計画表が手元にないので、改めて何年度かということは御報告いたします。

今村委員：分かりました。

和式に慣れていない子がいるからちょっと困っているということをお聞きしたのでお尋ねしました。

大嶋教育長：トイレ改修については順番に工事していておりますが、できるだけ早く全学校のトイレ改修を進めていきたいと思っております。

ほかはございませんでしょうか。

今村委員：これ採決の方法としては一括採決なのでしょうか。

大嶋教育長：一括です。

今村委員：各課、各係で予算の中身が違うので、できれば課や係ごとで、分けていただけたらと思います。

例えば、教育総務課教育企画係から新設小学校の建設事業費が提案されていますが、この予算は中学校ではなく、小学校1校という方針でもうGOサインが出ているんだという感じがするので、私としては、小学校も必要なのでこの予算自体に関しては特に反対ではありませんが、この部分は小学校1校で進めるGOサインが出ている、もう動いているなという感じがするので、その点は少し引っ掛かります。だから、採決はやはり別々にするべきだと感じます。

大嶋教育長：この教育予算補正予算に係る意見の申出については、一括で採決させていただければと思います。

今村委員：一任します。

大嶋教育長：ではほかはないようですので質疑を終結します。

これより議案第50号を採決します。

議案第50号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成多数)

賛成多数であります。したがって、日程第4、議案第50号 令和4年度福津市一般会計（教育予算）の補正予算に係る意見の申出については、原案のとおり承認されました。

非公開とする案件は以上となりましたので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。

(時限非公開部分終了)

(傍聴人入室)

5 日程第5 報告

大嶋教育長：日程第5、報告に移ります。

1つ目の報告ですが、今村委員並びに半澤委員から辞職届が提出され、受理をいたしました。そのため、改めて臨時教育委員会にてこの案件についての審議を行うことといたしますので、御報告をいたします。

今村委員：では、その報告についてよろしいでしょうか。

大嶋教育長：はい。

今村委員：只今、教育長から私の辞職願について、臨時教育委員会の開催のご報告がありました。そのことについて一言申し上げたいと思います。

学校建設に関しては4年近くにわたってあまたの協議を経してきました。

まず、令和元年の12月に庁議で、竹尾に5－4制の小中一貫校を建設すると決定しました。しかし、一部の議員さんや団体の反対に押されて、市長は取消しを行いました。

この5－4制については、当時の教育長や教育懇話会の会長、事務局が京都の先進校を視察して十分に検討し、財政難と過大規模校を解決するベターな案として提示し決定したものです。取り消したことについて市長は次のように述べています。庁議で決定したことを取り消すことは特に問題はないと、それと、この後は市民の皆さんの判断や協力を仰いでやっていきたいと、それと、公務員の方に関しては民意を読まない最大の組織となっていて、おかしい方向に突き進んでいるとまでおっしゃっています。

そういった市長の考えで竹尾案は白紙となりました。再検討しなさいということでしたので、その後2年間、15余りの案を検討してきたわけです。

小学校のみ、小中それぞれ1校ずつ、中学校のみ。それで、場所もいろいろな地域を検討していきました。もちろん建設費

も含めてですが、事務局の方は大変な労力を費やしていると思います。2年近く本当にさまざまな案を検討してきました。

それで、市長自身のお考えも、建設地が手光の案だったり小学校のみの案だったりして、恐らく揺れ動いてきたと思います。

そして、総合教育会議でようやく市長と教育委員会が今年の12月、小中1校ずつ、建設地は四角と宮司ということで合意をしました。

しかも、市長は合意したことを翌年の福津市の広報に掲載されました。

これは市民の皆さんに公約したことと同じではないでしょうか。

それを今回また撤回しているわけです。あまりにも安易過ぎると思います。

そして、今回提案されたのは小学校1校のみの新設という案です。

財政状態が厳しいという理由ですが、それは最初から分かっていたはずですが、だから、竹尾案を提案したんですが、市長は強い反対があればその意見に流され、財政が厳しければそれを理由にされます。財政が厳しいという理由は理解できますが、小学校1校のみではとても中学校の教育機会均等を十分に保障できるとは言えないと思います。特に中学校の過大規模は全国一となり、その状況は、教育委員会として到底認めることはできません。財政が厳しければ、なぜ市長は県や国に働きかけて子どもたちの教育のために動かないのでしょうか。

教育委員会の事務局も、異動させて小学校1校でよいという意見になるように人事を行っているようにも思えます。

先ほど申しましたように、令和元年に公務員が民意を読まないおかしい方向に向かっていると発言しています。この発言は非常に私的ですし、自分の意見に沿うような私的な人事をしているようにも思えます。

まさに市長の教育行政への介入だと思います。

教育委員会としては、行政からの中立性・独立性に基づいて慎重に検討を重ねてきました。それにもかかわらず、庁議決定や総合教育会議での合意が二転三転と軽く翻されています。教育の中立性・独立性を侵害する市長の政治姿勢に怒りさえ覚えます。

しかしながら、教育委員会には予算の執行権はありません。建設するGOサインを出す権限と責任は市長にあります。そのGOサインは出さないで検討は教育委員会にさせる。諮問機関にも検討させる。それで、検討して合意した総合教育会議の決定は翻す。これでは、教育委員会としての責任は持てないと思いました。

このまま現在の市長の下では、私は教育委員としての市民の負託に答えられないと思いますので、辞職をさせていただきます。

以上が辞職の理由です。

半澤委員：では私からも理由を述べさせていただきたいと思います。

只今、経緯につきましては今村委員から説明がありましたので省かせていただきます。

私は、4年半教育委員として務めさせていただいているんですけれども、その4年近くは新設校問題に取り組んできました。

昨年12月15日の総合教育会議で小中1校ずつという方針で市長と合意したときに、本当に胸をなでおろして、ああよかったなあと、本当は3校必要で、決まったのは2校分だけでも、それでもやっと前に動き出したなとすごくうれしかったのを覚えています。

今年の10月18日に突然市長から文書で、申出に対する回答という名の通告が届き、その中には財政的な理由から1校分の予算しかつけられないということ、校種は小学校だということが書かれてありました。

教育委員会としては、小学校1校中学校1校をずっと主張してきたのに、最終的な予算権は市長にあるので、これは市長の権限と責任において中学校に予算をつけないということが明らかになったんだと感じました。

令和3年9月13日付の教育懇話会の答申から抜粋ですが、「市の小中学校が抱えている課題を踏まえると、その解消のためには中学校と小学校が少なくとも1校は必要であり、特に中学校の建設は不可欠であること。」という文章があります。

教育懇話会というのは市民の代表の方たちの集まりですから、そういう方たちが話し合ったことをまとめて答申として頂いているわけで、これは正式な手順を踏んで出てきているわけです。ですので、私たちはこの答申を基盤として、福津市での教育体制はどうしたら良いのか、どう整えたら子どもたちがしっかりと学習環境で教育を受けることができるのかということをさんざん考えてきたわけですよ。

それが蓋を開けたら、お金がなかったので中学生は我慢してくださいということじゃないですか。

最初からお金がないということは大体分かっていましたよね。1年弱の間一体何をしてきたんですか。それまでの間に財政を増やす努力をされたんですか。これからの財政見通しの中に、これから先努力する分は含まれているんですか、ということ強く疑問に思いました。これからもそのためにもっとできることがないか、あるんじゃないのかなと、まずそこに納得がいけないということが1つ。

1校分の予算しかないという現実には百歩譲って理解はできません。しかし、なぜそこで小学校という校種の指定まで市長がされるんだろうかということがもう一つのすごく疑問に思う点です。

教育委員会の管轄でその校種、どのように教育をするかというのは諮られるべきなんじゃないか、1校分の予算しかないから、じゃあどんな校種が良いですかと言われるんだったら納得がいくんですが、予算は1校分しかないので中学校は再編すれば良いから小学校新設するという、その結果を受け入れることもとても拒絶反応がありました。

本来はそれ相応の手順を踏んで決定されるべきものが、いつの間にか変更されてしまっているという現実が、やはり副市長不在によって現在市長に対して対等にもものを言える立場の人がいないという現実がおかしいなと感じますし、権力の偏りも感じます。

前回の総合教育会議でそういう点をもっと強く言うべきだったし、それが言えなかった自分にも腹が立っています。

ここ数年の間に小学校の必要性が高まったことは理解しています。

どこに何が建つかということに対する答えは1つではないし、どこに何を建ててもその利益を享受できなかった地域の人々の不満があるということも分かります。この1年間進めてきた用地確保や基本計画を、今から白紙に戻すということは、令和9年開校を遅らせることにつながり、人的にも金銭的にも時間的にもそれだけは避けたいという、教育長や事務局の方々のそういう熱い思いも必死の思いも理解しています。間近で見ているからですね。

だから、小学校建設を止めたいとか反対するということではないんですね。

でも、今回の決定は予算権を持っている市長が1校分の予算しかつけないと判断したことであって、私はその事実を厳粛に受け止めています。

ただ、私はこの4年間中学校の建設を訴え続けてきました。だから、現状が小学校1校のみの新設となったことについては、受け入れることはできないし、教育委員として力不足も感じています。このまま小学校建設に流されて、その先と一緒に考えていくというのは私の信念を曲げることになるので、新しい方にお譲りして、良い学校を建てていただければよいかなと感じました。

今回辞職させていただくとともに、現在の在り方に疑問符を投げかけたいなと思っています。

以上です。

大嶋教育長：はい。お二人の委員さんから辞職届を提出していただいた理由

を述べていただきました。

では、次の報告にまいりたいと思います。

教育長の動静報告となっております。

10月28日金曜日から11月16日水曜日までの動静を挙げていただいております。

何点か説明をいたします。

11月8日の火曜日に、令和5年度児童生徒支援加配実施に関する合同ヒアリングを宗像地区の小中学校の新規児童生徒支援加配継続配置要望校と新規配置要望校が集まりまして合同ヒアリングを行っております。

その中で各小中学校の児童生徒支援加配の必要性についてのお話で、どの学校につきましても現在の児童生徒についての大きな課題として、やはり不登校を挙げておられまして、不登校に対する取組をしっかりと行いながら、またさらにそれを充実させていく、課題解決していくために、児童生徒支援加配を要求していく、要望していくという話でございました。

それから、11月9日水曜日の令和4年度福岡地区小学校国語教育実践交流会（糟屋大会）に行っておりますが、各福岡教育事務所管内の各地区の授業実践交流会というのがございまして、その中で福岡南小学校の先生が実践発表されましたので、その場に行かせていただいております。

それから、最後に11月11日金曜日、文部科学省表彰がございました。これは長年の学校給食と食育に対する取組で、栄養教諭の大江久美子先生がめでたく文科省から表彰されましたので、本来は国で受賞ということですが、コロナの関係で福岡教育事務所から永松指導主事と折居主幹指導主事兼社会教育室長がいらっしやいまして、表彰式を行っているところでございます。

何か質問ございませんでしょうか。

今村委員：1つ質問よろしいでしょうか。

大嶋教育長：今村委員。

今村委員：11月6日のリチャリー・ジャパンツアーというのはどのような内容ですかね。

大嶋教育長：これは、南米の文化交流プロジェクトの中の一環として、ペルーの音楽家の方が福津市にいらっしやって、公演をカメラアホールで行われました、福津市としてもそれを応援する形で、私が市長に代わりまして御挨拶をさせていただいたということでございます。

今村委員：分かりました。ありがとうございました。

6 日程第6 その他

大嶋教育長：それでは、日程第6、その他の事項について、事務局から説明

をお願いします。

鵜根係長、お願いします。

鵜根係長：今後のスケジュールについて御説明をさせていただきたいと思
います。

教育委員の皆様に関わる部分を御案内させていただきます。

まず、11月19日土曜日、勝浦小学校にてマル勝まつり。
それから、福間小学校にて文化祭が開催されます。

11月26日土曜日、上西郷小学校にて文化祭が開催される
予定となっております。

福間小学校と上西郷小学校の文化祭につきましては、先日委
員の皆様には御案内文書をお渡しさせていただいております。

それから、12月22日木曜日の午前9時半から教育委員会
定例会を開催いたします。会場は市役所本館2階の大会議室と
なっております。

それから、臨時教育委員会の開催についてですが、日程につ
きましては別途調整をさせていただきたいと考えておりますの
で、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

7 日程第7 閉会宣言

大嶋教育長：それでは、日程第7、以上で本日予定されていた議事日程
は全て終了しましたので、これで令和4年第11回福津市教育
委員会定例会を閉会します。

ありがとうございました。